

# 田子町 LINE 公式アカウント運用方針（利用規約）

田子町（以下「町」という。）は、町政情報発信や町民の問い合わせツールとして活用しやすい環境を提供し、行政情報を広く発信することを目的に、LINE 公式アカウント（以下「本アカウント」という。）を開設します。本アカウントの運用にあたり、運用方針を以下のとおり定めます。

## 1. アカウント情報

アカウント名：青森県田子町

LINE ID：@takko229town

## 2. アカウントの管理者及び運用者

管理者：田子町政策推進課長

運用者：田子町各所管課長

## 3. 配信・提供するサービスの内容等

町の施策や事業に関する情報のほか、災害時の避難に関する情報や生活に役立つ情報、町政に関するアンケートなどを発信・配信します。

月2回、町内全世帯に配布している町からのお知らせ「行政配布物（広報たっこ、各種チラシ等）」を、本アカウントにより定期配信します。また、町民向けに音声により発信している防災行政情報を文字等により随時配信します。

### （1）災害・防災情報

地震や大雨に関する情報、非難情報、災害発生時の各種情報など。

### （2）防犯・交通・安心安全情報

町内で発生した犯罪情報・交通事故の発生状況、クマ・イノシシの出没・目撃情報など。

### （3）ごみの収集情報

ごみの分別・出し方の検索、ごみ収集日のお知らせなど。

### （4）こども・子育て情報

子育て支援や教育に関する情報など。

### （5）くらしに関する各種情報

健康・医療、福祉・年金、介護・国保、福祉・年金、税、事業者向け情報、その他。

### （6）観光・イベント情報

町が主催するイベントや町内で開催されるイベント、観光情報、物産情報など。

### （7）利用者からの通報・報告の受付

道路・河川等の異常・損傷などの通報。不法投棄、クマ等の有害鳥獣出没・被害等、災害発生時における浸水・土砂崩れ等の被害状況など。

### （8）利用者からの相談・予約の受付

納税、子育て、介護・認知症、困りごとなど、各種相談・申請・来庁に関する予約。

### （9）その他、アカウント管理者が適当と認めるもの

#### 4. 運用時間

運用時間は、原則、月曜日から金曜日までの午前 8 時 15 分から午後 5 時までとします（祝日及び年末年始を除く。）。ただし、管理者又は運用者が必要と認める場合は、これ以外の時間に配信することがあります。

#### 5. 運用方法

- (1) プロフィール、リッチメニュー等の設定は、管理者又は管理者が指名する職員が行います。
- (2) 月 2 回の定期配信は、管理者又は管理者が指名する職員が行います。
- (3) 町政情報等の配信及びチャットボットの作成は、管理者又は管理者が指名する職員及び運用者又は運用者が指名する職員が行い、配信元及び作成元の課名及び連絡先等を明記します。
- (4) 本アカウントに対する個別の回答は、チャットボットによる自動応答を除き、原則として個別の回答は行いません。
- (5) 通報・報告、相談・予約への対応は、各所管課が行います。

#### 6. 利用者からの通報・報告等における共通事項

- (1) 本アカウントによる利用者からの通報・報告等は 24 時間 365 日受付しますが、受信確認は開庁日の午前 8 時 15 分から午後 5 時 00 分までの間に行います。
- (2) 利用者から提供いただいた情報に対し、あらかじめ町が定めた自動応答を除き、個別の回答・返信は行いません。
- (3) 町が緊急性の低い通報・報告等の内容であると判断した場合等には、経過観察を行い、直ちに対応を行わない場合があります。
- (4) 提供いただいた情報で現場確認が困難な場合、対応できない場合があります。
- (5) 利用者からの通報により提供された画像等の情報は、町が自由に利用することを利用者が許諾したものとみなします。

#### 7. 禁止事項

本アカウントにおいて、下記の事項に該当する内容の投稿及び行為を禁じます。運用者が下記の事項に該当すると判断、又は配信内容に関係のないコメントは、運用者が管理者へ報告し、管理者は運用者からの報告に基づき、コメントの投稿者に通告することなく、投稿の非表示や削除、アカウントのブロック等を行うことがあります。

- (1) 法律・法令等に違反するもの、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させるおそれがあるもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権など、町又は第三者の知的財産権を侵害するもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や真実と異なるもの、単なる噂又は噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいするなど、プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等、わいせつな表現等を含む不適切なもの

- (11) 他のユーザー、第三者になりすますもの
- (12) 本アカウントの趣旨に反するもの
- (13) 町の投稿に関係のないもの
- (14) LINE の利用規約に反すると思われるもの
- (15) その他、管理者が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

## 8. 知的財産権

- (1) 本アカウントに掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権の全ての権利）は、田子町あるいは原著作者等に帰属します。
- (2) 本アカウントに掲載している内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

## 9. 個人情報の取り扱い

本アカウントの基本機能（各種メニューボタンの閲覧及び希望する情報のプッシュ通知での受け取り）の利用に関しては、個人情報の収集・利用・提供・管理を行っていませんが、一部付加サービスを提供する場合に、利用者の同意を得た上で、個人情報の収集・利用・提供・管理を行い、利用目的の範囲内においてのみ利用します。

また、本アカウントでの個人情報の収集・利用・提供・管理については、個人情報の保護に関する法律及び田子町個人情報の保護に関する条例、国が示す LINE で個人情報等を取り扱う場合のガイドライン（令和3年6月11日内閣官房ほか）に基づき、町が適切に取り扱います。

## 10. 免責事項

- (1) 利用者により身近に感じてもらうことを目的に、発信内容を一部、親しみやすい表現にする場合があります。
- (2) 町は、情報の正確さには万全を期していますが、利用者が掲載情報を利用又は利用できなかったことにより被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 町は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負いません。
- (4) 町は、本アカウントを利用することで生じた利用者間又は利用者と第三者間のトラブルについて、一切の責任を負いません。
- (5) 本アカウントに対するリプライ等に係る著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、利用者は町に対して非独占的に使用する権利を許諾したものとし、町に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- (6) 町は、上記免責事項のほか、本アカウントに関連する事項に起因又は関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (7) 町は、予告なく本アカウントの内容を変更又は削除し、運用を中止することがあります。
- (8) 町は、予告なく本アカウントの運用方針の変更や運用方法の見直しをする場合があります。

## 11. 適用

この運用方針は、令和6年9月26日から適用します。

**【お問い合わせ】**

田子町政策推進課

〒039-0292 青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂平 81 番地

電話：0179-20-7127（直通） 0179-32-3111（代表）

メールアドレス：[takko0104a@town.takko.lg.jp](mailto:takko0104a@town.takko.lg.jp)